

国家研究開発事業標準成果指標説明会参加報告書

ジェットロソウル事務所 知財チーム

韓国政府の知財施策における特徴の一つとして、国家 R&D との連携が挙げられます。たとえば、国家 R&D による技術成果に対する評価が法律(国家研究開発事業等の成果評価及び成果管理に関する法律)により定められており、国家 R&D による優秀特許創出や技術移転に関する成果を定量・定性分析し、政策の樹立や事業評価等に活用しています。

今般、国家 R&D の評価主体である国家科学技術委員会は、新しい成果目標・指標設定ガイドライン案を発表しましたので、その概要をご報告させていただきます。

なお、本ガイドラインは、成果目標を定める際の概要となるものですが、具体的な目標については、公開されておられません。

1. 日時：2013. 2. 21 (木) 14:00~16:00

2. 場所：韓国生命科学研究院大講堂

3. 主催：国家科学技術委員会

4. 発表者：成果政策課 イ・ボンラク事務官

5. 概要

5. 1. 推進背景及び改善方法

・旧標準成果指標には成果目標と指標設定方案がなく、成果指標プールのみ提供していたため、成果目標と遊離された成果指標の目標値が成果目標に変質され、成果評価を歪曲する結果を生んでしまった。

こういう問題点を認識し、国家科学技術委員会(以下、国科委)は、成果評価を①成果目標達成度中心評価、②事業類型を考慮した合理的成果目標設定、③目標達成度を定性的・定量的に測定する成果指標設定といった 3つの原則に沿って成果評価方式の改善を行った。

5. 2. 設定手続と原則

<設定手続>

0 段階	事業分析	資源の投入、事業の執行、算出過程、期待成果等、事業特性を分析
↓		
1 段階	事業類型決定	事業分析結果を基に事業類型決定
↓		
2 段階	成果目標設定	事業類型と技術分野別特性を考慮して具体的に成果目標を設定
↓		
3 段階	成果指標設定	成果目標との関連性、核心性を考慮

<R&D 事業類型>

※旧事業類型

		研究開発結果発用						
		知識増進		産業開発		公共・福祉		
		純粋基礎	目的基礎	短期	中長期	公共役務	保険福祉	地域
研究開発推進目的	研究開発				↑			
	人力養成	←			■			→
	国際協力				↓			
	私設構築							

■ 核心指標 □ 一般指標

・旧標準成果指標に提示された 28 個の事業類型の活用度を検討し、活用度が低い類型は統合・単純化し、未反映類型は新設した。

※新事業性格・類型

性格	類型	備考
1. 研究開発	①基礎研究	純粋基礎+目的基礎
	②短期産業技術	
	③中長期産業技術	
	④公共技術開発	公共役務+保健福祉
	⑤地域研究開発	
	⑥国防技術開発	新設
2. 研究基盤助成	⑦人力養成	
	⑧施設装備構築	
	⑨成果拡散	新設
	⑩海外協力	

・活用度の低い人力養成、国際協力、施設構築は研究開発に統合

＜利害関係者の参加＞

- ・所管部署：成果目標・指標設定の計画・管理等、過程全般の最終責任役割を遂行
⇒ 利害関係者の参加を保障しなければならない。
- ・管理期間：研究者が事業に対する合理的な成果目標と適切な成果指標を提案するように
関連情報等を提供し、その目標・指標を基に体系的に管理
- ・研究者：挑戦的・創意的成果目標設定と成果目標に適合した指標設定過程に積極的に
参加
- ・評価者：部処 R&D 事業自体評価委員会は、成果目標と成果指標設定に利害関係者参加成
否、成果目標・指標の適切性等を点検

5. 3. 成果目標

＜評価対象成果目標＞

区分		設定	国科委 提出及び点検	成果評価 対象成否	備考
戦略目標 (成果評価法第6条第1項)		×	○	×	・ 部署別、分野別中長期計画樹立時、設定 ・ 成果目標設定の準拠に活用
成果目標 (成果評価法第6条第1項)	年次別 目標 (成果評価法 第6条第1 項)	○	×	×	・ 設定はするが、部署内部的に管理 ・ 成果評価の参考資料に活用
	段階別 目標 (成果評価法 第6条第1 項)	○	○	○	・ 国科委提出及び自体・上位評価対象
成果指標		○	○	×	・ 国科委提出及び自体・上位評価対象

<事業期限有無による成果目標設定>

区分	目標設定及び成果管理					
期限事業	事業寿命周期	事業開始	事業執行			事業終了
			評価周期	評価周期	評価周期	
			3年	3年	3年	
	成果目標		段階別成果目標	段階別成果目標	成果目標	
	成果管理	成果目標・指標 設定及び提出	段階評価	段階評価	終了評価	
			合理的変動辞表発生時、目標指標修正			
継続事業	事業寿命周期	事業継続	事業執行			目標期限
			評価周期	評価周期	評価周期	
			3年	3年	三年	
	成果目標		段階別成果目標	段階別成果目標	成果目標	
	成果管理	成果目標・指標 設定及び提出	段階評価	段階評価	暫定評価	
			合理的変動辞表発生時、目標指標修正			

<成果目標設定のポイント>

- ①**具体化**：目標が不明確であるか抽象的な場合、どんな成果を出したいかを見当しにくく、これをまともに測定するのも難しい。例えば、「世界7代技術強国」等の表現は避ける。
 ※成果予測が難しい事業の場合、未来危険の不確実性を勘案して2つ程度のシナリオで表現できる。
 例) 伝染病、災難等社会的危機に対応する事業、社会問題に迅速な対応を主任務とする事業等
- ②**代理目標**：知識・技術とノウハウの明示的提示が難しい場合は、試作品製作、技術文書確保等を成果目標として提示できる。
- ③**段階別成果目標**：事業期間、対象集団、測定可能性等を考慮して設定する。また、技術水準等のような概念・範囲等は事前に利害関係者間の協議を通じて設定する。
- ④**事業期間反映**：継続事業の場合は、結果指標上成果が可視化される辞典を目標期限と設定し、其の目標期限以内における段階別成果目標を設定する。また、期限事業の場合は、事業の最終目標達成時点を確認し、最終目標達成のための中間点検段階の段階別成果目標を設定。

⑤**成果目標の修正**：合理的な変動事由、例えば、目標の早期達成、達成不能、事業改編、外部環境等による成果目標の修正は認める。しかし、成果目標達成を容易にするための目標修正は認めない。また、成果目標修正は、成果目標設定と同一の手続で行う。

5. 4. 成果目標指標点検・確定

<新規事業(2014～)>

部署は、成果目標及び成果指標を事業着手の翌年度1月末までに提出しなければならない。国科委は、提出された成果目標及び指標を関連専門家で構成された「成果目標・指標点検団(仮称)」を通じて点検を行い3月末までに通報し、確定する。確定された成果目標及び成果指標は、次期成果評価時の成果目標達成度の基準となる。

新規事業の類型区分は、成果目標・指標点検期間の間に国科委と協議する。また、点検は事業前周期において1回のみ行われるが、目標の変動の修正がある場合には、新たに点検を受けなければならない。

D年	D+1年	D+2年	D+3年	
事業着手	成果目標・指標 点検確定 (1月～4月)	事業遂行	自体評価 (2～3月)	上位評価 (4～6月)

<進行中事業(～2013)>

部署は、進行中の事業の成果目標及び成果指標を1月末(2013年度は6月)までに国科委に提出しなければならない。内容としては、2013年度には2014年評価対象事業、2014年には「2015年、2016年評価対象事業の成果目標と指標を提出する。類型区分は、成果目標・指標点検期間の間に国科委と協議する。結果の通報、達成度評価等は、新規事業と同一。

※既に確定された成果目標・指標に修正が必要な場合は、修正事由が発生した翌年度1月末までに修正する成果目標・指標を国科委に提出する。国科委は、修正して提出した成果目標・指標を再点検し、その結果の提出年度3月に通報し再画定する。

ただし、修正成果目標・指標の提出が評価当該年度にあったばあいは、既存の成果目標・指標で評価し、修正された成果目標・指標は、次期評価から適用する。